

議案第14号

佐倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年11月26日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成12年佐倉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

白銀地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された佐倉都市計画白銀地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
--------------	--

別表第2に次のように加える。

白銀地区地区整備計画区域	住宅地区	次の各号に掲げる建築物以外のもの (1) 一戸建て専用住宅 (2) 次に掲げる建築物で一戸建てのもの ア 住宅で、事務所、店舗その他これらに類する用途のうち政令第130条の3に定めるもの イ 診療所 ウ 郵便局、巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令第130条の4に定める公益上必要な建築物 (3) 集会所 (4) 前3号に掲げる建築物に附属する車庫又は物置
	利便地区	次の各号に掲げる建築物 (1) ホテル又は旅館 (2) ボーリング場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの (3) 畜舎 (4) 葬祭場 (5) 単独車庫 (6) 自動車教習所

別表第3に次のように加える。

白銀地区地区整備計画区域	住宅地区	10分の10
--------------	------	--------

別表第4に次のように加える。

白銀地区地区整備計画区域	住宅地区	10分の5	10分の5
--------------	------	-------	-------

別表第5に次のように加える。

白銀地区地区整備計画区域		180平方メートル
--------------	--	-----------

別表第6に次のように加える。

白銀地区地区整備計画区域	住宅地区	<p>1 外壁等の面から敷地境界線（道路境界線を含む。）までの距離は、1メートル以上でなければならない。ただし、当該距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 戸袋</p> <p>(2) 出窓のうち次の全てに該当するもの</p> <p>ア 下端の床面からの高さが0.3メートル以上のもの</p> <p>イ 周囲の外壁面から水平距離0.5メートル以上突き出していないもの</p> <p>ウ 見付面積の2分の1以上が窓であるもの</p> <p>(3) 花台</p> <p>2 車庫、物置その他これらに類する用途に供するもの（以下「車庫等」という。）の敷地境界線（道路境界線を含む。）までの距離は、0.5メートル以上でなければならない。ただし、当該距離の限度に満たない距離にある車庫等又は車庫等の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物に附属する別棟の車庫で軒の高さが3メートル以下のもの</p> <p>(2) 物置その他これらに類する用途に供するもの</p>
--------------	------	--

		<p>ので、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内のもの</p> <p>3 前2項の規定の施行の際、現に存する建築物又は車庫等における同項の規定に適合しない部分については、当該不適合部分以外の部分において法第6条第1項の確認を要しない増築又は改築を行う場合に限り、前2項の規定は、適用しない。</p>
--	--	--

別表第7に次のように加える。

白銀地区地区整備計画 区域	住宅地区	建築物の高さ	9メートル
		軒の高さ	7メートル
	利便地区	建築物の高さ	12メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。